

会員事業者 各位

(公社) 秋田県トラック協会
会長 赤上 信弥
【公印省略】

国土交通省への申請等に係る押印・署名のあり方の見直しと
当協会の対応について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在政府では行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっております。

そんな中、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等（車両の増減・事業計画の変更・整備管理者の選任等）の手続きにおいて、令和3年1月1日以降、押印及び署名を求めないこととなりました。

この見直しに伴い、当協会が行っておりました会員事業者の届出等の代行サービスに関しては今後、下記の通り対応をさせていただきます。

事業者内で共有して頂く他、ディーラーや行政書士の方々にも周知して頂きますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

【現行の対応】

申請書類は原則、郵送か持込みのみ対応してきた。

【今後の対応】

申請書類は、郵送か持込みの他、メールでも対応する。

※メールでの対応の場合は、事業者の確認をさせて頂く場合がございます。

※事業報告書及び事業実績報告書は枚数が多い為、郵送か持込みの対応とさせていただきます。

受付メールアドレス：akita-truck@ata.or.jp

□その他

- ・押印や署名が必要なくなった為、申請書が新しくなりました。当協会のHPに掲載しておりますので、ご確認下さい。
- ・申請書類で求められる添付書類（賃貸借契約書等）に関しては、押印や署名が必要となる場合がございます。

以上

お問い合わせ先
(公社) 秋田県トラック協会
業務課 宮崎・照井
TEL : 018-863-5331